

令和5年海面漁業権免許切替えにおける漁業権免許申請要領

第1 趣旨

この要領は、令和5年海面漁業権免許切替えにおける漁業権免許申請等に係る各種手続について必要な事項を定める。

第2 免許申請

- 1 免許申請は令和5年3月24日に公示された海区漁場計画の漁業権の公示番号ごとに行い、免許申請に係る書類は1漁業権につき2部（正本・副本）提出すること。
- 2 免許申請に係る手数料は、漁業権1件につき3,700円とし、県証紙により納付すること。
- 3 申請期限は令和5年6月30日までとする。
- 4 漁業権免許申請の手続に係る申請書の様式及び添付書類（以下、免許申請書類という。）は別表「免許等申請一覧」のとおりとする。
- 5 免許申請書類の作成等にかかる留意事項は以下のとおりとする。
 - (1) 免許申請書（様式1）
 - ・住所、氏名を記載の上、実印を押印すること。
 - ・申請者が法人にあっては、住所には主たる事務所の所在地を、氏名には名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - ・共同申請の場合は、代表者の住所及び氏名を記載すること。
 - ・漁業権の公示番号は海区漁場計画を確認の上、申請書に記載すること。
 - (2) 印鑑証明書
 - ・発行日から3か月以内のものとする。
 - ・共同申請の場合は、共同申請者全員の印鑑証明書を提出すること。
 - ・同一の申請者が、同時に複数の申請をする場合、いずれかの申請書に添付し、その他の申請書の添付を省略することができる。
 - (3) 定款
 - ・網組にあっては、定款がある場合は添付すること。
 - ・同一の申請者が、同時に複数の申請をする場合、いずれかの申請書に添付し、その他の申請書の添付を省略することができる。
 - (4) 登記事項証明書

- ・同一の申請者が、同時に複数の申請をする場合、いずれかの申請書に添付し、その他の申請書の添付を省略することができる。

(5) 事業計画（様式 2、3）

- ・漁業協同組合（以下、組合という。）が申請する共同漁業権及び区画漁業権については、直近の事業計画を添付すること。

- ・組合が同時に複数の申請をする場合、いずれかの申請書に添付し、その他の申請書の添付を省略することができる。

- ・組合以外が申請する区画漁業権の場合は様式 2 を、定置漁業権の場合は様式 3 を使用すること。

(6) 適格性に関する誓約書（様式 4）

- ・組合以外が申請する区画漁業権又は定置漁業権の場合に添付すること。

- ・申請者が法人にあっては、住所には主たる事務所の所在地を、氏名には名称及び代表者の氏名を記載すること。

- ・共同申請の場合、共同申請者全員が誓約書を提出すること。

- ・同一の申請者が、同時に複数の申請をする場合、いずれかの申請書に添付し、その他の申請書の添付を省略することができる。

(7) 漁業法第 72 条第 2 項第 1 号の要件を満たすことを証する書類（様式 5）

- ・既存漁場に設定される区画漁業権の免許申請をする場合に提出すること。

- ・関係地区に住所を有し、既存漁場に設定される当該漁業権の漁業を営む者の世帯数を把握すること。

- ・把握した世帯数のうち、組合員の世帯数が 3 分の 2 以上となる場合、適格性が認められる。

(8) 漁業法第 72 条第 2 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類（様式 6）

- ・共同漁業権又は新規漁場に設定される区画漁業権の免許申請をする場合に提出すること。

- ・関係地区に住所を有し、1 年に 90 日以上沿岸漁業を営む者の世帯数を把握すること。

- ・沿岸漁業とは、総トン数 20 トン未満の動力漁船を使用して行う漁業のことをいう。

- ・把握した世帯数のうち、組合員の世帯数が 3 分の 2 以上となる場合、適格性が認められる。

(9) 総会議事録抄本

- ・総会議事録抄本を提出する際、議案書も併せて提出すること。

- ・同一の申請者が、同時に複数の申請をする場合、いずれかの申請書に添付し、その他の申請書の添付を省略することができる。

(10) 総会議決集計表

- ・総会定足数及び総会特別議決について確認ができる内容のものとする。

- ・同一の申請者が、同時に複数の申請をする場合、いずれかの申請書に添付し、

その他の申請書の添付を省略することができる。

(11) 代表者選定届（様式7）

- ・共同申請の場合に提出すること。
- ・共同申請者全員の住所及び氏名を記載し、実印を押印すること。

(12) 共同経営出資持分調書（様式8）

- ・共同申請の場合に提出すること。
- ・共同申請者全員の氏名を記載し、実印を押印すること。
- ・議決権、損益分配の割合及び漁業権の持分割合が出資金額割合と同等の場合は、その旨を記載し、これらの記載を省略することができる。

(13) 組合員、社員又は株主の名簿

- ・組合の申請にあつては、組合員の氏名及び住所が記載された名簿を提出すること。
- ・法人の申請にあつては、株主及び漁業従事者の氏名及び住所が記載された名簿を提出すること。
- ・網組の申請にあつては、漁業従事者の氏名及び住所が記載された名簿を提出すること。
- ・個人の申請にあつては、漁業従事者がいる場合にのみ氏名及び住所が記載された名簿を提出すること。
- ・同一の申請者が、同時に複数の申請をする場合、いずれかの申請書に添付し、その他の申請書の添付を省略することができる。

6 免許申請書類以外に、必要に応じて申請者からさらに資料の提出を求められることがある。

7 申請者が組合の場合、支所又は出張所にて必要な書類を整理し、本所で取りまとめの上、石川県水産課に提出すること。

8 申請者が組合以外の場合、所属する支所又は出張所を経由して、石川県水産課に提出すること。

第3 行使規則認可申請

1 行使規則は組合が免許申請する漁業権ごとに作成し、免許の申請と同時に行使規則の認可申請を行うものとする。

2 申請期限は令和5年6月30日までとする。

3 行使規則認可申請の手續に係る申請書の様式及び添付書類（以下、認可申請書

類という。)は別表「免許等申請一覧」のとおりとする。

4 認可申請書類の作成等にかかる留意事項は以下のとおりとする。

(1) 行使規則認可申請書(様式9)

- ・住所、氏名を記載の上、実印を押印すること。
- ・漁業権の公示番号及び漁業の種類を海区漁場計画にて確認の上、申請書に記載すること。

(2) 印鑑証明書

- ・発行日から3か月以内のものとする。
- ・同一の申請者が、同時に複数の申請をする場合、いずれかの申請書に添付し、その他の申請書の添付を省略することができる。

(3) 行使規則

- ・支所又は出張所で作成し、石川県水産課の事前確認を得た上で、本所に提出すること。

(4) 漁業権管理名簿

- ・令和5年4月1日時点で整理すること。

(5) 事前同意結果確認書(様式10)、事前同意書(様式11)

- ・第1種共同漁業権及び区画漁業権の行使規則を制定しようとするときは、総会の決議前に事前同意を得る必要がある。
- ・既存漁場に設定する漁業権においては、関係地区に住所を有する組合員のうち、漁業の免許の際において当該漁業権の内容たる漁業を営む者の3分の2以上の同意を得ること。
- ・新規漁場に設定する漁業権においては、関係地区に住所を有する組合員のうち、1年に90日以上沿岸漁場を営む者の3分の2以上の同意を得ること。
- ・対象者から事前同意を得るにあたっては、様式12-1又は様式12-2を参考とすること。

(6) 漁業権管理費に関する経費確認書(様式12)

- ・漁業権管理費(行使料)を徴収する場合、徴収する漁業の種類ごとに提出すること。

(7) 総会議事録抄本、総会議決集計表

- ・第2の5(9)、(10)を参照

4 認可申請書類以外に、必要に応じて申請者からさらに資料の提出を求めることがある。

5 認可申請を行う場合は、支所又は出張所にて必要な書類を整理し、本所で取りまとめの上、石川県水産課に提出すること。

第4 沿岸漁場保全管理団体の指定

- 1 免許申請は令和5年3月24日に公示された海区漁場計画の保全沿岸漁場の公示番号ごとに行い、免許申請に係る書類は1件につき2部（正本・副本）提出すること。
- 2 申請期限は令和5年6月30日までとする。
- 3 沿岸漁場保全管理団体指定申請の手續に係る申請書の様式及び添付書類（以下、指定申請書類という。）は別表「免許等申請一覧」のとおりとする。
- 4 指定申請書類の作成等にかかる留意事項は以下のとおりとする。
 - (1) 免許申請書（様式13）
 - ・住所、氏名を記載の上、実印を押印すること。
 - ・漁業権の公示番号は海区漁場計画を確認の上、申請書に記載すること。
 - (2) 印鑑証明書
 - ・発行日から3か月以内のものとする。
 - ・同一の申請者が、同時に複数の申請をする場合、いずれかの申請書に添付し、その他の申請書の添付を省略することができる。
 - (3) 定款
 - ・同一の申請者が、同時に複数の申請をする場合、いずれかの申請書に添付し、その他の申請書の添付を省略することができる。
 - (4) 登記事項証明書
 - ・同一の申請者が、同時に複数の申請をする場合、いずれかの申請書に添付し、その他の申請書の添付を省略することができる。
 - (5) 適格性に関する誓約書（様式14）
 - ・住所には主たる事務所の所在地を、氏名には名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - (6) 法第109条第1項第2号及び3号に適合することを証する書類
 - ・直近の業務報告書を提出すること。
 - (7) 法第110条第3号の能力を有することを証する書類
 - ・直近の保全活動に関する実績報告書等を提出すること。
- 5 指定申請書類以外に、必要に応じて申請者からさらに資料の提出を求められることがある。

第5 沿岸漁場管理規定認可申請

- 1 沿岸漁場管理規定は組合が保全沿岸漁場ごとに作成し、沿岸漁場保全管理団体の指定申請と同時に認可申請を行うものとする。
- 2 申請期限は令和5年6月30日までとする。
- 3 沿岸漁場管理規定認可の手續に係る申請書の様式及び添付書類（以下、規定認可申請書類という。）は別表「免許等申請一覧」のとおりとする。
- 4 規定認可申請書類の作成等にかかる留意事項は以下のとおりとする。
 - (1) 沿岸漁場管理規定認可申請書（様式15）
 - ・住所、氏名を記載の上、実印を押印すること。
 - ・保全沿岸漁場の公示番号を海区漁場計画にて確認の上、申請書に記載すること。
 - (2) 印鑑証明書
 - ・発行日から3か月以内のものとする。
 - ・同一の申請者が、同時に複数の申請をする場合、いずれかの申請書に添付し、その他の申請書の添付を省略することができる。
 - (3) 沿岸漁場管理規定
 - ・支所又は出張所で作成し、石川県水産課の事前確認を得た上で、本所に提出すること。
 - (4) 総会議事録抄本、総会議決集計表
 - ・第2の5（9）、（10）を参照
- 5 規定認可申請書類以外に、必要に応じて申請者からさらに資料の提出を求めることがある。

別表「免許等申請一覧」

		漁業権免許申請											行使規則認可申請							沿岸漁場管理団体指定申請					沿岸漁場管理規定認可申請											
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(1)	(2)	(2)	(3)	(4)	(5)	(5)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
漁業権	申請者区分	漁業権免許申請書	印鑑証明	定款	登記事項証明書	事業計画書	適格性に関する誓約書	法第72条第2項第1号に該当することを証する書面	法第72条第2項第2号に該当することを証する書面	総会議事録抄本	総会議決集計表	代表者選定届	共同経営出資持分調書	組員、株主又は漁業従事者の名簿	行使規則認可申請書	印鑑証明	行使規則	漁業権管理名簿	事前同意結果確認書	事前同意書	漁業権管理費に関する経費確認書	総会議事録抄本	総会議決集計表	沿岸漁場管理団体指定申請書	印鑑証明	定款	登記事項証明書	適格性に関する誓約書	法第109条第1項第2号及び3号に適合することを証する書類	法第110条3号の能力を有することを証する書類	沿岸漁場管理規定認可申請書	印鑑証明	沿岸漁場管理規定	総会議事録抄本	総会議決集計表	
			※	※	※		※			※	※			※		※						※	※		※	※	※	※				※		※	※	
共同	組合(本所)	●	●	●	●	●			●	●			●	●	●						●	●														
	組合(支所)							●							●	●	●	●	▲																	
区画	組合(本所)	●	●	●	●	●			●	●			●	●	●						●	●														
	組合(支所)						▲	▲							●	▲	●	●	▲																	
	法人	●	●	●	●	●	●				▲	▲	●																							
定置	個人	●	●			●	●				▲	▲	▲																							
	法人	●	●	●	●	●					▲	▲	●																							
沿岸漁場管理	組合(本所)																						●	●	●	●	●		●	●				●	●	
	組合(支所)																											●								
様式		1	—	—	—	2,3	4	5	6	—	—	7	8	—	9	—	—	—	10	11	12	—	—	13	—	—	—	14	—	—	15	—	—	—	—	

備考

- を付した書類は必須のものであり、▲を付した書類は必要に応じて添付すること。
- ※の書類については、同一の申請者が、同時に複数の申請をする場合、いずれかの申請書に添付すればよい。
- 網組による申請については、申請者区分は個人の欄を参照すること。